

「議案第122号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

平成28年10月13日

川崎市議会議長 石田康博様

提出者 川崎市議会議員 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 斎藤隆司

〃 石川建二

〃 井口真美

〃 勝又光江

〃 大庭裕子

〃 渡辺学

〃 宗田裕之

〃 片柳進

「議案第122号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第122号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の全部を次のように修正する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「幼児等」を「乳幼児等」に、「満9歳」を「満12歳」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「手当て」を「手当」に改め、同条第4項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

年齢の引上げに係る新たな通院医療費の助成対象者に対する自己負担金を求めず、小児医療費助成制度に係る所得制限を撤廃するため修正するものである。